

国保の加入・やめる手続きをお忘れなく

問医療保険課国民健康保険係（市役所1階9番窓口） ☎ 32-2071、各支所・出張所

会社を退職したり、新たに就職したりすると、それまでの健康保険証を使うことができなくなります。必要な時に医療機関を受診できるよう、津山市国民健康保険（国保）に加入する、またはやめる手続きは、早めに済ませましょう。

世帯主以外の家族でも手続きできます。世帯主と手続きに来る人の印鑑（シャチハタ印不可）を持ってきてください。

加入するとき

退職や扶養から外れるなど、職場の健康保険をやめた時、国保に加入して他の市町村から転入した時は、国保に加入する届け出が必要です。

持ってくるもの ①資格喪失証明書など健康保険をやめた日付が分かるもの②運転免許証など手続きに来る人の顔写真付きの身分証明書③世帯主の印鑑

やめるとき

国保に加入する人が、就職や扶養認定などで、新しく他の健康保険に加入した時は、国保をやめる手続きが必要です。

持ってくるもの ①国保の保険証②新しくできた保険証③世帯主の印鑑

❗ 手続きが遅れると…

- 職場の健康保険加入中に国保の保険証を使って受診すると、医療費の返還を求める場合があります
- 国保の加入が遅れると、さかのぼって保険料を納めることになったり、医療費をいったん全額負担することになったりする場合があります

検査結果の提供にご協力を（国保加入者）

問医療保険課国民健康保険係 ☎ 32-2071

生活習慣病などで、治療や経過観察のため病院で血液検査などを受けている人は、検査結果の提供にご協力ください。提供された検査結果は、皆さんの健康管理や今後の保健事業に活用します。

対象 40歳～74歳の津山市国保の加入者で、令和5年度の特定健診を受診せず、病院で検査（血圧・脂質・肝機能・血糖・尿）を受けている人

提供方法 特定健診の受診券があれば受診券を用意し、①②いずれかの方法で提供する

- ①検査結果を医療保険課または各支所・出張所に提出する
- ②かかりつけの医療機関に相談する

※検査の項目が不足する場合は、医療保険課にご相談ください

①の方法で結果を提供した人に粗品をプレゼント！

ももっこカードがアプリになりました

問岡山県子ども未来課 ☎ 086-226-7347

ももっこカードを協賛店で提示すると、いろいろな子育て応援サービスを受けることができます。1月15日から、カードの交付対象となる子どもの年齢が18歳未満まで拡大し、便利なアプリになりました。ぜひダウンロードしてご利用ください。

紙カードも引き続き利用できます。新たに紙カードの交付を希望する場合の申請窓口は、岡山県です。申請方法など、詳しくは岡山県ホームページをご覧ください。



👉 ここが便利！「ももっこアプリ」

- スマートフォンの画面にももっこカードを表示
- 現在地やサービス内容で協賛店を検索 など



↑ iPhone



↑ Android

ひとり親家庭の皆さんへ

問子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎ 32-2065

ひとり親家庭の皆さんの就職などを支援しています。詳しくは、お問い合わせください。

資格取得を支援

必ず**事前に相談**してください。補助率や上限額は、変わる場合があります。予算が無くなり次第終了します。

- 共通条件**
- 市内在住のひとり親家庭
 - 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準
 - 過去に同じ給付金を受けていない
 - 市税などの滞納がない

親 高等職業訓練促進給付金

20歳未満の子どもを養育する親が、経済的な自立に効果の高い資格〔看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など〕を取得するため、養成機関で修業する場合に給付金を支給し、生活の負担を軽減します。



対象 次のすべてに当てはまる人

- 資格取得のために養成機関で原則1年以上のカリキュラムを受講し、対象の資格取得が見込まれる
- 経済的事情により、就業または育児と修業の両立が困難

支給額（月額） 市民税非課税世帯＝10万円、市民税課税世帯＝7万500円

支給期間 カリキュラム修了に必要な最短期間（上限48カ月）

親 自立支援教育訓練給付金

20歳未満の子どもを扶養する親が、指定教育訓練講座（*1）を受講し、修了した場合に、受講料の6割相当額を支給します。



*1 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定を受けたもの

対象 就労経験や技能、労働市場の状況から、教育訓練を受けることが適職に就くために必要な人

支給額 12,001円～20万円（専門的な訓練の場合、上限が異なります）

親・子 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

20歳未満の子どもを扶養するひとり親家庭で、高等学校を卒業していない（中途退学を含む）親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（*2）を受講する場合に、受講費の6割を支給します。



*2 通信講座を含む。高等学校等就学支援金制度の支給対象や通信制高校は対象外

対象 就業経験、技能、資格の取得状況などから、高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要な人

支給上限額 15万円（通信講座の場合）

就職・転職を支援

母子・父子自立支援プログラム

ひとり親家庭の状況や希望に沿った支援計画を作り、自立・就労を支援しています。

就職や転職を希望する人に、専門の支援員がハローワークと連携しながら、個別に相談を受け、就職などを支援します。



とき 月曜日～金曜日午前8時30分～午後4時

対象 市内に住み、児童扶養手当の支給を受けている人（生活保護受給者を除く）